

おおくやみ  
ハンドブック

那覇市

Naha City



# 目次

おくやみコーナーのご案内	P.1
市役所での手続きチェックリスト	P.4
市役所での手続き	
住民登録に関する手続き	P.6
年金に関する手続き	P.7
国民健康保険に関する手続き	P.8
後期高齢者医療保険に関する手続き	P.9
介護保険に関する手続き	P.12
在宅福祉に関する手続き	P.14
障がい福祉に関する手続き	P.14
医療費に関する手続き	P.18
生活保護に関する手続き	P.19
子どもに関する手続き	P.20
税金に関する手続き	P.23
自動車・バイクに関する手続き	P.25
市営住宅に関する手続き	P.26
墓地・霊園に関する手続き	P.27
上下水道に関する手続き	P.28
その他の手続き一覧	P.29
各種相談（事前予約制）	P.30
市役所以外での主な手続き一覧	P.31
その他の相談先	P.32
金融機関での相続手続き	P.33
相続に関する手続き一覧	P.34
相続登記の義務化について	P.35
家系図（3親等内の親族）	P.36
委任状	P.37
故人の財産について	P.39

# おくやみコーナーのご案内

那覇市では、ご遺族が市役所で行う死亡に関する手続きをサポートする専用コーナー「おくやみコーナー」を設置しています。ご利用には、インターネットまたは電話での事前予約が必要です。  
 ※那覇市に住民登録をされていた方が対象です。

## 【おくやみコーナー】

- 受付時間：平日午前9時～午後4時（正午～午後1時及び土・日・祝休日・年末年始を除く）
- 場所：那覇市役所本庁舎1階 おくやみコーナー（3ページにフロアマップあり）

### おくやみコーナーでできること

#### ●必要な手続きをまとめて受付できます

死亡に関する主な手続きについて、窓口を移動することなく、1ヶ所で完了することができます。  
 ※一部、担当課でしかできない手続きもあります。

#### ●書類の記入が省略できます

事前予約することで、亡くなられた方の住所・氏名など基本的な情報をあらかじめ申請書に印字するため、書類の記載を省略できます。



#### ●専用ブースで安心して相談できます

※おくやみコーナーを利用せず、従来どおり、各担当課窓口での手続きも可能です。

## お手続きの流れ

### STEP 1 事前予約（予約必須）

来庁希望日の3営業日前までに、利用予約が必要です。

- ①インターネットで予約する場合（24H受付）  
 右のQRコードを読み取ってください。



- ②電話で予約する場合

ハイサイ市民課 おくやみコーナー窓口 ☎ 098-963-6701

※受付時間は平日午前9時～午後4時（正午～午後1時は除く）です。




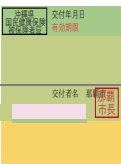

予約メモ	
来庁予約日時	令和 年 月 日 ( ) 午前 / 午後 :
来庁される方	氏名： 亡くなられた方との続柄：

## STEP 2 持ち物のご案内

後日、おくやみコーナーより、予約当日の持ち物などを電話もしくはメールにてご案内します。

### 【おくやみコーナー来庁時の持ち物チェックリスト】

ご来庁の際に必要な代表的な持ち物を掲載しています。持ち物の確認にご活用ください。

ご遺族の持ち物			
	<input type="checkbox"/>	1	来庁される方の本人確認書類 (顔写真付きの場合は1点、顔写真のないものは2点お持ちください。)
			<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; background-color: #e8f5e9;"> <p style="text-align: center; color: green;">顔写真付きのもの</p> <p>例) マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書など</p> <p style="text-align: center; background-color: #4caf50; color: white; border-radius: 10px; padding: 2px 10px;">1点</p>  </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; background-color: #e8f5e9;"> <p style="text-align: center; color: green;">顔写真のないもの</p> <p>例) 健康保険証、年金証書、年金手帳、児童扶養手当証書など</p> <p style="text-align: center; background-color: #4caf50; color: white; border-radius: 10px; padding: 2px 10px;">2点</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  <span style="margin: 0 5px;">+</span>  </div> </div> </div>
	<input type="checkbox"/>	2	印鑑 ( 来庁者 ・ 相続人代表者 ) ※認め印可
	<input type="checkbox"/>	3	通帳 ( 葬祭執行人 ・ 相続人代表者 )
	<input type="checkbox"/>	4	火葬許可証または葬祭費用の領収書
	<input type="checkbox"/>	5	亡くなられた方と相続人の関係がわかる戸籍謄本など
<input type="checkbox"/>	6	委任状 (※37ページに委任状様式あり)	
亡くなられた方の持ち物			
健康保険	<input type="checkbox"/>	7	国民健康保険被保険者証 (毎年3月に色が変わります) ※お持ちの方のみ ( 限度額適用認定証 ・ 特定疾病療養受療証 )
			<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">  <span>または</span>  </div>
介護保険	<input type="checkbox"/>	8	介護保険被保険者証 ※お持ちの方のみ ( 負担限度額認定証 ・ 負担割合証 )
障がい福祉	<input type="checkbox"/>	9	身体障害者手帳
	<input type="checkbox"/>	10	療育手帳
	<input type="checkbox"/>	11	精神障害者保健福祉手帳
	<input type="checkbox"/>	12	自立支援医療受給者証 ( 更生医療 ・ 精神通院 )
	<input type="checkbox"/>	13	重度心身障がい者医療費等助成受給者証 (毎年8月に色が変わります)

※相続人代表者及び葬祭執行人については、次ページにて説明書さがあります。



## STEP 3 予約当日

ご予約日時に「おくやみコーナー」までお越しください。

「おくやみコーナー」は那覇市役所本庁舎1階のハイサイ市民課の隣に設置しております。

※手続き内容によっては、すべての手続きが一度で終わらない場合があります。

※担当課での受付が必要な手続きについては、申請書作成を行った後、担当課をご案内します。

※可能な限り、相続人の方がご来庁されることをおすすめします。



### ◆相続人代表者とは…？

所有権や相続割合等に関わらず、あくまでも市の手続きのために、法定相続人を代表して書類や還付金、納付書などを受け取る人のことです。

※法定相続人については36ページをご確認ください。

### ◆葬祭執行人とは…？

死亡届の届出者（火葬許可証の申請者）または火葬費用の支払者（領収書の宛名）のことです。

## 市役所での手続きチェックリスト

✔ 必要な手続きがあればチェックし、該当ページで手続き内容を確認しましょう。

区分	番号	亡くなられた方について	手続き内容	おくやみ コーナー での受付	チェック	該当 ページ
住民登録	1	印鑑登録証、 住民基本台帳カード、 マイナンバーカード（個人番号 カード）または通知カード、 いずれかを持っていた	手続き及びカード返却の必要は ありません。	—	<input type="checkbox"/>	p.6
	2	3人以上の世帯の世帯主であった	世帯主変更の届出	—	<input type="checkbox"/>	p.6
年金	3	国民年金を受給していたまたは 国民年金に加入中であった	未支給年金の支給 遺族基礎年金などの請求	—	<input type="checkbox"/>	p.7
国民 健康保険	4	国民健康保険に加入していた	国民健康保険被保険者証などの返還	○	<input type="checkbox"/>	p.8
	5		国民健康保険被保険者証などの差替え	—	<input type="checkbox"/>	p.8
	6		葬祭費の支給申請	○	<input type="checkbox"/>	p.9
後期高齢者 医療保険	7	後期高齢者医療保険に 加入していた	後期高齢者医療被保険者証などの返還	○	<input type="checkbox"/>	p.9
	8		葬祭費の支給申請	○	<input type="checkbox"/>	p.10
	9		相続人代表者の申告	○	<input type="checkbox"/>	p.10
	10		高額療養費支給口座の変更	○	<input type="checkbox"/>	p.11
	11		後期高齢者医療保険に関する送付先 の変更	○	<input type="checkbox"/>	p.11
介護保険	12	65歳以上、または要支援・要介護 認定を受けていた	介護保険被保険者証などの返還	○	<input type="checkbox"/>	p.12
	13		介護保険に関する送付先の変更	○	<input type="checkbox"/>	p.12
	14		介護認定申請取下げの届出	—	<input type="checkbox"/>	p.13
	15		介護保険料の精算	—	<input type="checkbox"/>	p.13
	16		高額介護サービス費の振込口座の 変更	○	<input type="checkbox"/>	p.13
在宅福祉	17	福祉電話を利用していた	福祉電話の返却	—	<input type="checkbox"/>	p.14
障がい福祉	18	身体障害者手帳、療育手帳、精神 障害者保健福祉手帳のいずれかを 持っていた	障害者手帳の返還	○	<input type="checkbox"/>	p.14
	19	特別障害者手当、障害児福祉手当、 経過的福祉手当を受給していた	特別障害者手当などの資格喪失、 未支払分手当の請求	—	<input type="checkbox"/>	p.15
	20	補装具・日常生活用具給付などを 申請していた	補装具費給付または日常生活用具 給付の申請取下げ	—	<input type="checkbox"/>	p.15
	21	障害福祉サービスを受けていた	障害福祉サービスなどに関する 手続き	—	<input type="checkbox"/>	p.16

区分	番号	亡くなられた方について	手続き内容	おくやみ コーナー での受付	チェック	該当 ページ
障がい福祉	22	自立支援医療受給者証(精神通院・更生医療)をもっていた	自立支援医療受給者証の返還	○	<input type="checkbox"/>	p.17
	23	重度心身障がい者医療費等助成を受給していた	重度心身障がい者医療費等助成受給資格喪失・振込先口座の変更	—	<input type="checkbox"/>	p.17
医療費	24	特定医療費を受給していた	特定医療費受給者証の返還	—	<input type="checkbox"/>	p.18
生活保護	25	生活保護を受給していた	世帯状況変動の届出	—	<input type="checkbox"/>	p.19
	26		葬祭費の工面のための生活保護申請	—	<input type="checkbox"/>	p.19
子ども	27	子ども医療費助成、母子及び父子家庭等医療費助成を受給していた	子ども医療費助成、母子及び父子家庭等医療費助成に関する手続き	—	<input type="checkbox"/>	p.20
	28	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付を受けていた	母子・父子・寡婦福祉資金に係る死亡届	—	<input type="checkbox"/>	p.20
	29	児童手当を受給していた	児童手当に関する手続き	—	<input type="checkbox"/>	p.21
	30	児童扶養手当を受給していた	児童扶養手当に関する手続き	—	<input type="checkbox"/>	p.21
	31	特別児童扶養手当を受給していた	特別児童扶養手当に関する手続き	—	<input type="checkbox"/>	p.22
税金	32	固定資産(土地・家屋)を所有していた	相続人及びその代表者名などの申告	—	<input type="checkbox"/>	p.23
	33	償却資産を所有していた	固定資産税(償却資産)申告	—	<input type="checkbox"/>	p.23
	34	納税管理人となっていた	納税管理人申告書(変更または廃止)	—	<input type="checkbox"/>	p.23
	35	市県民税、固定資産税、軽自動車税の未納分がある	未納分の市県民税、固定資産税、軽自動車税の納付手続き	—	<input type="checkbox"/>	p.24
	36	市県民税を課税されていた	相続人代表者の指定届	—	<input type="checkbox"/>	p.24
	37	所有する土地・家屋などの資産証明書が必要なとき	資産証明書の交付申請	—	<input type="checkbox"/>	p.24
自動車・バイク	38	原付バイク・軽自動車を所有していた	125cc以下の原付バイクの名義変更または廃車手続き	—	<input type="checkbox"/>	p.25
	39		軽自動車税(種別割)減免の廃止	—	<input type="checkbox"/>	p.25
市営住宅	40	市営住宅に入居していた	市営住宅の退去手続きまたは入居承継の手続き	—	<input type="checkbox"/>	p.26
墓地・霊園	41	那覇市霊園墓地、共同墓地の使用者だった	那覇市霊園墓地・那覇市民共同墓の使用者変更の手続き	—	<input type="checkbox"/>	p.27
	42	那覇市民共同墓への納骨を行う	那覇市民共同墓への納骨に関する手続き	—	<input type="checkbox"/>	p.27
上下水道	43	水道を利用していた	上下水道使用者の名義変更または閉栓及び料金精算	—	<input type="checkbox"/>	p.28
	44	井戸水または雨水を使用している世帯で下水道に接続していた	下水道の使用者名義変更または廃止手続き	—	<input type="checkbox"/>	p.28

# 市役所での手続き

## 住民登録

### 1. 印鑑登録証などについて

(印鑑登録証・住民基本台帳カード・マイナンバーカード(個人番号カード)またはいずれか通知カードを持っている場合)

手続き及びカード返却の必要はありません。

※印鑑登録証、住民基本台帳カードは、はさみなどで細かくして処分してください。

※亡くなられた方のマイナンバーは、死亡後の手続きで必要な場合がありますので、マイナンバーカードや通知カードは、しばらく保管しておくことをお勧めします。すべての手続き完了後、はさみなどで細かくして処分してください。

### 2. 世帯主変更の届出

亡くなられた方が世帯主であった場合、同一世帯に亡くなられた方の他に世帯員(15歳以上)が2名以上いる場合、世帯主変更の手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
届出人の本人確認書類	亡くなった日から14日以内
備 考	受付窓口・問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> <li>届出人が亡くなられた方と別世帯の場合は、委任状が必要です。(37ページに委任状様式あり)</li> <li>外国人住民については、市役所1階窓口のみの受付です。</li> </ul>	<b>【受付窓口】</b> 市役所1階⑰番窓口 各支所 <b>【問い合わせ先】</b> ハイサイ市民課 住民異動窓口 ☎098-862-3274

MEMO



## 年金

## 3. 国民年金の手続き

亡くなられた方が国民年金を受給中または国民年金加入中などの場合、以下の国民年金の給付に該当する場合があります。詳しくは、下記の受付窓口にてご確認ください。

## ○未支給年金

障害基礎年金や遺族基礎年金などの国民年金を受けている方が亡くなったときにまだ受け取っていない年金や、亡くなった日より後に振込みされた年金のうち、亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。(老齢基礎年金を受給していた方の未支給年金については、受付窓口が原則、年金事務所となります)

## ○遺族基礎年金

国民年金加入中の方または加入していた方で60歳以上65歳未満の方(いずれも下記の納付要件が必要)、また保険料納付済期間と保険料免除期間、合算対象期間を合計した期間が25年以上ある方が亡くなったときに、その方に生計を維持されていた子(注)のいる配偶者、または子(注)に支給されます。

【納付要件】(次の①または②を満たしていることが必要です)

- ①死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること。
  - ②死亡日において65歳未満であり、死亡日の前日において死亡日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと(死亡日が令和8年3月末日までの場合の特例)
- (注)子とは18歳になった年度の3月31日までにいる子、または国民年金法施行令に定める障害等級1級または2級の障害状態にある20歳未満の子

## ○寡婦年金

死亡日の前日において国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間および保険料免除期間が10年以上ある夫が老齢基礎年金・障害基礎年金を受けずに亡くなったときに、その夫と10年以上継続して婚姻関係(事実上の婚姻関係を含む)にあり、死亡当時にその夫に生計を維持されていた妻に対して、その妻が60歳から65歳になるまでの間支給されます。

※妻が繰り上げ支給の老齢基礎年金を受けているときは、寡婦年金は支給されません。

## ○死亡一時金

死亡日の前日において第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないまま亡くなった時、その方によって生計を同じくしていた遺族に支給されます。

※遺族が遺族基礎年金の支給を受けられるときは支給されません。

※寡婦年金を受けられる場合、どちらか一方を選択します。

※死亡一時金を受ける権利の時効は、死亡日の翌日から2年間です。

## 受付窓口・問い合わせ先

## 【受付窓口】

市役所 1階①番窓口

## 【問い合わせ先】


ハイサイ市民課 国民年金グループ ☎ 098-861-6901

◇厚生年金の加入者及び受給者が亡くなった場合は、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。  
那覇年金事務所 沖縄県那覇市壺川2丁目3-9 ☎ 098-855-1111 (音声ガイダンスは①→②)

◇共済年金の加入者及び受給者が亡くなった場合は、加入していた共済組合へお問い合わせください。

## 国民健康保険

## 4. 国民健康保険被保険者証などの返還

〒 郵送対応：○  おくやみコーナー受付：○

亡くなられた方が国民健康保険の被保険者だった場合、被保険者証及びその他各種証の返還が必要です。

持 物	手続きの期日
①国民健康保険被保険者証 ②国民健康保険限度額適用認定証(お持ちの方のみ) ③特定疾病療養受療証(お持ちの方のみ)	亡くなった後、速やかに
備 考	受付窓口・問い合わせ先
—	【受付窓口】 市役所 1 階⑬⑭番窓口 【問い合わせ先】 国民健康保険課 給付グループ ☎ 098-862-4262


## 5. 国民健康保険被保険者証などの差替え

亡くなられた方が国民健康保険の世帯主だった場合、世帯全員の国民健康保険被保険者証及びその他各種証の差し替えが必要です。

持 物	手続きの期日
①届出人の本人確認書類 ②国民健康保険被保険者証 (亡くなられた方と同一世帯の方のみ) ③国民健康保険限度額適用認定証 (亡くなられた方と同一世帯でお持ちの方のみ) ④特定疾病療養受療証 (亡くなられた方と同一世帯でお持ちの方のみ)	亡くなった後、速やかに
備 考	受付窓口・問い合わせ先
・ 同一世帯以外の方が国民健康保険被保険者証の差替えをする場合は委任状が必要です。 (※37ページに委任状様式あり) ・ 国民健康保険被保険者証のみの差替えは、各支所にて手続き可能です。	【受付窓口】 市役所 1 階⑬⑭番窓口 【問い合わせ先】 国民健康保険課 給付グループ ☎ 098-862-4262

MEMO

## 6. 葬祭費の支給申請


〒 郵送対応：○  おくやみコーナー受付：○

亡くなられた方が国民健康保険の被保険者だった場合、葬祭を行った方(葬祭執行人)に対して葬祭費を支給するため、葬祭費請求の手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
①国民健康保険被保険者証 ②火葬領収書 ③火葬領収書の納入者の預金通帳 ④届出人の本人確認書類	火葬日の翌日から2年以内
備 考	受付窓口・問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> <li>・納入者以外の口座へ振り込みを希望する場合、委任状が必要です。(※37ページに委任状様式あり)</li> <li>・葬祭費の支給申請は各支所にて手続き可能です。</li> </ul> ※葬祭執行人については3ページをご参照ください。	<b>【受付窓口】</b> 市役所 1階⑬⑭番窓口 <b>【問い合わせ先】</b> 国民健康保険課 給付グループ ☎ 098-862-4262

## 後期高齢者医療保険

## 7. 後期高齢者医療被保険者証などの返還

 おくやみコーナー受付：○

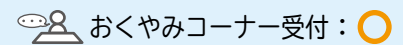
亡くなられた方が後期高齢者医療保険の被保険者だった場合、被保険者証及びその他各種証の返還が必要です。

持 物	手続きの期日
①後期高齢者医療被保険者証 ②限度額適用認定証 (お持ちの方のみ) ③特定疾病療養受療証 (お持ちの方のみ)	亡くなった日から14日以内
備 考	受付窓口・問い合わせ先
—	<b>【受付窓口】</b> 市役所 1階⑫番窓口 <b>【問い合わせ先】</b> 国民健康保険課 後期高齢者医療グループ ☎ 098-917-0410

MEMO

## 後期高齢者医療保険

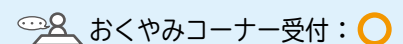
## 8. 葬祭費の支給申請



亡くなられた方が後期高齢者医療保険の被保険者だった場合、葬祭を行った方(葬祭執行人)に対して葬祭費を支給するため、葬祭費請求の手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
①葬祭執行人の預金通帳 ②葬祭執行人が確認できるもの (火葬許可証または火葬場の使用許可証、火葬費の領収書)	火葬日から2年以内
備 考	受付窓口・問い合わせ先
・葬祭執行人以外の口座へ振り込みを希望する場合、委任状が必要です。(※37ページに委任状様式あり) ※葬祭執行人については3ページをご参照ください。	【受付窓口】 市役所 1階⑫番窓口 【問い合わせ先】 国民健康保険課 後期高齢者医療グループ ☎ 098-917-0410

## 9. 相続人代表者の申告



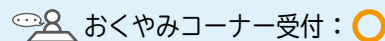
亡くなられた方が後期高齢者医療保険の被保険者だった場合、相続人代表者(三親等以内の親族)を申告する手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
亡くなられた方と相続人の関係がわかる戸籍抄本または謄本(原本) ※亡くなられた方と相続人が同世帯の場合は不要	亡くなった後、速やかに
備 考	受付窓口・問い合わせ先
※相続人代表者については3ページをご参照ください。	【受付窓口】 市役所 1階⑫番窓口 【問い合わせ先】 国民健康保険課 後期高齢者医療グループ ☎ 098-917-0410

MEMO



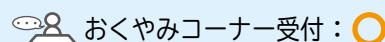
## 10. 高額療養費支給口座の変更

 おくやみコーナー受付：〇

亡くなられた方に高額療養費等の医療給付が発生していた場合、給付の受取人を亡くなられた方から相続人代表者へ変更する手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
相続人代表者の預金通帳	亡くなった後、速やかに
備 考	受付窓口・問い合わせ先
※相続人代表者については3ページをご参照ください。	<b>【受付窓口】</b> 市役所 1 階⑫番窓口 <b>【問い合わせ先】</b> 国民健康保険課 後期高齢者医療グループ ☎ 098-917-0410

## 11. 後期高齢者医療保険に関する送付先の変更

 おくやみコーナー受付：〇

亡くなられた方が後期高齢者医療保険の被保険者であり、単身世帯だった場合、郵便物の送付先を相続人代表者へ変更する手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
相続人代表者の本人確認書類	随時
備 考	受付窓口・問い合わせ先
※相続人代表者については3ページをご参照ください。	<b>【受付窓口】</b> 市役所 1 階⑫番窓口 <b>【問い合わせ先】</b> 国民健康保険課 後期高齢者医療グループ ☎ 098-917-0410

MEMO

## 介護保険


### 12. 介護保険被保険者証などの返還

〒 郵送対応：○  おくやみコーナー受付：○

亡くなられた方が介護保険被保険者証などを所持していた場合、介護保険被保険者証やその他各種証の返還が必要です。

持 物	手続きの期日
①介護保険被保険者証 ②介護保険負担割合証（お持ちの方のみ） ③介護保険負担限度額認定証（お持ちの方のみ） ④社会福祉法人等利用者負担額減免対象確認証（お持ちの方のみ）	亡くなった後、速やかに
	受付窓口・問い合わせ先
備 考	<u>介護認定を受けている場合</u> 【受付窓口】 市役所2階 <sup>⑨</sup> 番窓口 【問い合わせ先】 ちゃーがんじゅう課 認定グループ ☎ 098-861-1274
	<u>介護認定を受けてない場合</u> 【受付窓口】 市役所2階 <sup>⑧</sup> 番窓口 【問い合わせ先】 ちゃーがんじゅう課 保険料グループ ☎ 098-862-9010

### 13. 介護保険に関する送付先の変更

 おくやみコーナー受付：○

亡くなられた方が単身世帯だった場合、郵送物の送付先変更の手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
①申請者の本人確認書類	亡くなった後、速やかに
備 考	受付窓口・問い合わせ先
申請者が3親等外の場合、委任状が必要です。 （※ 37 ページに委任状様式あり）	<u>介護認定を受けている場合</u> 【受付窓口】 市役所2階 <sup>⑨</sup> 番窓口 【問い合わせ先】 ちゃーがんじゅう課 認定グループ ☎ 098-861-1274
	<u>介護認定を受けてない場合</u> 【受付窓口】 市役所2階 <sup>⑧</sup> 番窓口 【問い合わせ先】 ちゃーがんじゅう課 保険料グループ ☎ 098-862-9010

## 14. 介護認定申請取下げの届出

〒 郵送対応：○

亡くなられた方が介護認定など申請中だった場合、認定などの申請を取り下げる手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
①届出人の本人確認書類	亡くなった後、速やかに
備 考	受付窓口・問い合わせ先
申請者が3親等外の場合、委任状が必要です。 (※37ページに委任状様式あり)	【受付窓口】 市役所2階②9番窓口 【問い合わせ先】 ちゃーがんじゅう課 認定グループ ☎098-861-1274


## 15. 介護保険料の精算

〒 郵送対応：○

亡くなられた方が介護保険料に未納がある場合、介護保険料の精算を行う手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
①届出人の本人確認書類 ②届出人の印鑑	—
備 考	受付窓口・問い合わせ先
—	【受付窓口】 市役所2階②8番窓口 【問い合わせ先】 ちゃーがんじゅう課 保険料グループ ☎098-862-9010

## 16. 高額介護サービス費の振込口座の変更

〒 郵送対応：○  おくやみコーナー受付：○

高額介護サービス費の振込先が亡くなられた方の口座になっている場合、振込先口座を法定相続人へ変更する手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
法定相続人の通帳	亡くなった日から2年以内
備 考	受付窓口・問い合わせ先
※法定相続人については36ページをご参照ください。	【受付窓口】 市役所2階③0番窓口 【問い合わせ先】 ちゃーがんじゅう課 給付グループ ☎098-862-9010

## 在宅福祉

### 17. 福祉電話の返却


〒 郵送対応：○

亡くなられた方が福祉電話を利用していた場合、電話機の返却が必要です。

持 物	手続きの期日
貸与されていた電話機	亡くなった日から3ヵ月以内
備 考	受付窓口・問い合わせ先
亡くなられた方が電話機を貸与されていたか不明の場合は、お問い合わせください。	<b>【受付窓口】</b> 市役所2階番窓口 <b>【問い合わせ先】</b> ちゃーがんじゅう課 包括的支援事業グループ ☎ 098-862-9010

## 障がい福祉

### 18. 障害者手帳の返還

〒 郵送対応：○  おくやみコーナー受付：○

亡くなられた方が障害者手帳を所持していた場合、返還の手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
①身体障害者手帳（お持ちの方のみ） ②療育手帳（お持ちの方のみ） ③精神障害者保健福祉手帳（お持ちの方のみ） ④届出人の本人確認書類	亡くなった後、速やかに
備 考	受付窓口・問い合わせ先
—	<b>【受付窓口】</b> 市役所3階 <sup>36</sup> 番窓口 <b>【問い合わせ先】</b> 障がい福祉課 給付1グループ ☎ 098-862-3275

MEMO



## 19. 特別障害者手当などの資格喪失、未支払分手当の請求

〒 郵送対応：○

亡くなられた方が特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当のいずれかを受給していた場合、受給資格を喪失する手続きが必要です。

また、未支払い分の手当があるときは、未支払い手当の請求を行うことで、同一世帯の方へ支給されます。

持 物	手続きの期日
<未支払い分の手当があるとき> 受給資格者(亡くなられた方)と同一世帯の方の預金通帳	亡くなった後、速やかに
備 考	受付窓口・問い合わせ先
未支払分の手当の有無については、担当課へお問い合わせください。	【受付窓口】 市役所3階 <sup>③⑥</sup> 番窓口 【問い合わせ先】 障がい福祉課 給付2グループ ☎ 098-862-3275

## 20. 補装具費給付または日常生活用具給付の申請取下げ

〒 郵送対応：○

亡くなられた方が補装具または日常生活用具給付を申請していた場合、補装具費・日常生活用具給付の申請または交付決定後の申請を取り下げる手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
<交付決定後取下げする場合> ①決定通知書 ②支給券 ③代理受領に係る補装具費支払委任状	亡くなった後、速やかに
備 考	受付窓口・問い合わせ先
—	【受付窓口】 市役所3階 <sup>③⑥</sup> 番窓口 【問い合わせ先】 障がい福祉課 給付2グループ ☎ 098-862-3275

MEMO

## 障がい福祉

### 21. 障害福祉サービスなどに関する手続き

〒 郵送対応：○

亡くなられた方が次の障害福祉サービスを受けていた場合、各手続きが必要です。

【障害福祉サービス、児童通所支援、地域生活支援】……各受給者証を返還する手続き

【緊急通報システム】……利用廃止を行う手続き

【身体障がい者福祉電話の設置】……設置解除を行う手続き

【沖縄県心身障害者扶養共済制度】……加入者が死亡した場合、死亡届の提出及び年金請求の手続きが必要です。受給者または障害者が死亡した場合は死亡届の提出が必要です。

持 物	手続きの期日
<p>【障害福祉サービス、児童通所支援、地域生活支援】 サービス受給者証</p> <p>【緊急通報システム】 届出人の印鑑</p> <p>【身体障がい者福祉電話の設置】 届出人の印鑑</p> <p>【沖縄県心身障害者扶養共済制度】 ①住民票（除票） ②障害者または年金管理者の預金通帳</p>	<p>亡くなった後、速やかに</p>
備 考	受付窓口・問い合わせ先
—	<p>【受付窓口】 市役所3階<sup>36</sup>番窓口</p> <p>【問い合わせ先】 障がい福祉課 ☎ 098-862-3275</p>

MEMO

## 22. 自立支援医療受給者証の返還

〒 郵送対応：○

亡くなられた方が自立支援医療を受給していた場合、所持していた受給者証を返還する手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
①届出人の本人確認書類 ②亡くなられた方の自立支援医療受給者証 (更生医療、精神通院)	亡くなった後、速やかに
備 考	受付窓口・問い合わせ先
—	【受付窓口】 市役所3階③⑥番窓口 【問い合わせ先】 障がい福祉課 給付1グループ ☎098-862-3275

23. 重度心身障がい者医療費等助成  
受給資格喪失・振込先口座の変更

〒 郵送対応：○

亡くなられた方が重度心身障がい者医療費等助成を受給していた場合、受給資格喪失と未支給分の助成金の振込先口座を変更する手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
①重度心身障がい者医療費等助成受給者証 ②亡くなられた方と同世帯の方の預金通帳	亡くなった後、速やかに
備 考	受付窓口・問い合わせ先
亡くなられた方と別世帯の方の口座を登録する場合は、亡くなられた方との続柄がわかる公的文書(戸籍謄本など)が必要です。	【受付窓口】 市役所3階③⑥番窓口 【問い合わせ先】 障がい福祉課 給付2グループ ☎098-862-3275

MEMO

## 医療費

24. 特定医療費（指定難病）受給者証  
または小児慢性特定疾病医療受給者証の返納

〒 郵送対応：○

亡くなられた方が特定医療費（指定難病）受給者または小児慢性特定疾病医療受給者だった場合、受給者証の返納が必要です。

持 物	手続きの期日
特定医療費（指定難病）受給者証または小児慢性特定疾病医療受給者証	亡くなった後、速やかに
備 考	受付窓口・問い合わせ先
—	<b>【受付窓口】</b> 那覇市保健所 1階 母子・難病受付 那覇市与儀 1丁目 3番 21号 <b>【問い合わせ先】</b> 地域保健課 医療費助成グループ ☎ 098-853-7962

MEMO



## 生活保護

## 25. 世帯状況変動の届出

亡くなられた方が生活保護を受給していた場合、死亡した日をもって生活保護廃止となるため、早めに死亡日をご連絡いただく必要があります。

持 物	手続きの期日
死亡届のコピー	亡くなった後、速やかに
備 考	受付窓口・問い合わせ先
—	<b>【受付窓口】</b> 市役所2階 <sup>㉓</sup> <sup>㉔</sup> 番窓口 <b>【問い合わせ先】</b> 保護第1～3課 ☎ 098-861-5193 ☎ 098-861-5194 保護課相談室 ☎ 098-862-0515

## 26. 葬祭費の工面のための生活保護申請

亡くなられた方の葬儀費用の捻出が困難であり、喪主が生活保護費の一つとして葬祭扶助を受給する場合、生活保護申請の手続きが必要です。

なお、喪主の方がすでに生活保護を受給中の場合、担当のケースワーカーにご相談ください。

持 物	手続きの期日
①喪主の氏名、葬儀費用が記載された書類 ②喪主の収入状況、資産状況がわかる書類	葬儀費用を支払う前
備 考	受付窓口・問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者は葬儀の喪主となる方のみです。</li> <li>葬儀費用を自費支払い後は申請できません。必ず葬儀費用を支払う前に申請が必要です。</li> </ul>	<b>【受付窓口】</b> 市役所2階 <sup>㉓</sup> <sup>㉔</sup> 番窓口 <b>【問い合わせ先】</b> 保護第1～3課 ☎ 098-861-5193 ☎ 098-861-5194 保護課相談室 ☎ 098-862-0515

MEMO

## 子ども

### 27. こども医療費助成、母子及び父子家庭等医療費助成に関する手続き

亡くなられた方がこども医療費助成もしくは母子及び父子家庭等医療費助成の対象児童または受給者の場合、助成資格の停止・変更する手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
那覇市こども医療費助成金受給資格者証、 または那覇市母子及び父子家庭等医療費受給者証	亡くなった後、速やかに
備 考	受付窓口・問い合わせ先
手続き、持ち物についての詳細は、担当課へお問い合わせください。	【受付窓口】 市役所3階⑦番窓口 【問い合わせ先】 子育て応援課 医療費支援グループ ☎ 098-861-6951

### 28. 母子・父子・寡婦福祉資金に係る死亡届

亡くなられた方が母子・父子・寡婦福祉資金の貸付を受けていた場合、死亡届の提出が必要です。

持 物	手続きの期日
—	亡くなった後、速やかに
備 考	受付窓口・問い合わせ先
状況によりその他の手続きが必要になる場合があります。 事前にお問い合わせください。	【受付窓口】 市役所3階⑤番窓口 【問い合わせ先】 子育て応援課 児童家庭グループ ☎ 098-861-6951

MEMO

## 29. 児童手当に関する手続き

亡くなられた方が児童手当を受給していた場合、新たに養育者となる方に対する支給認定の手続きが必要です。

また、未払いの手当がある場合、未支払請求の手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
①新たに受給者となる方の預金通帳 ②新たに受給者となる方の保険証の写し ③支給対象児童名義の預金通帳	亡くなった日から 15 日以内
備 考	受付窓口・問い合わせ先
・ 認定請求は、新しく養育する方が手続きしてください。 ・ 那覇市在住の対象児童が亡くなった場合、手続きは不要です。	【受付窓口】 市役所 3 階④番窓口 【問い合わせ先】 子育て応援課 児童手当グループ ☎ 098-861-6951

## 30. 児童扶養手当に関する手続き

## 【支給対象児童が亡くなった場合】

亡くなった児童のみが支給対象児童の場合、受給資格の喪失届出が必要です。

また、亡くなった児童以外に支給対象児童がいる場合、支給額の改定の手続きが必要です。

## 【受給者が亡くなった場合】

亡くなった方が児童扶養手当を受給していた場合、受給資格の喪失を届出する手続きが必要です。

また、未払いの手当がある場合、未払い請求書の提出が必要です。(手当受給を継続する場合、新たな養育者の認定請求手続きが必要です)

持 物	手続きの期日
【受給者が亡くなった場合】 ①対象児童の本人確認書類 ②対象児童名義の預金通帳 ※新たな養育者の認定請求手続きに必要な書類は、担当課へお問い合わせください。	【児童扶養手当の認定及び額改定の手続き・未支払児童扶養手当の請求】 亡くなった後速やかに 【児童扶養手当受給資格喪失の届出】 亡くなった日から 14 日以内
備 考	受付窓口・問い合わせ先
—	【受付窓口】 市役所 3 階⑥番窓口 【問い合わせ先】 子育て応援課 児童家庭グループ ☎ 098-861-6951



## 税金

## 32. 相続人及びその代表者名などの申告

〒 郵送対応：○

亡くなられた方が固定資産(土地・家屋)を所有していた場合、相続登記完了までの間、納税義務者となる相続人(現所有者)の中から代表者を決め、申告する手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
固定資産税納税通知書	相続人であることを知った日の翌日から3カ月
備 考	受付窓口・問い合わせ先
申告書の提出後、賦課期日(1月1日)に相続登記が完了していない場合は、申告された代表者に固定資産税納税通知書を送付します。	【受付窓口】 市役所3階④番窓口 【問い合わせ先】 資産税課 管理グループ ☎ 098-862-5320

## 33. 固定資産税(償却資産) 申告

〒 郵送対応：○

亡くなられた方が償却資産を所有していた場合、償却資産の減少申告の手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
固定資産税納税通知書または償却資産申告書の控えまたは申告案内のハガキなど	亡くなった日の翌年の1月末日
備 考	受付窓口・問い合わせ先
償却資産の相続・事業の承継者がいる場合は、その方も併せて申告が必要です。	【受付窓口】 市役所3階④番窓口 【問い合わせ先】 資産税課 償却資産グループ ☎ 098-862-5320

## 34. 納税管理人申告書(変更または廃止)

〒 郵送対応：○

亡くなられた方が納税管理人となっていた場合、納税管理人の変更または廃止の手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
固定資産税納税通知書など	亡くなった後、速やかに
備 考	受付窓口・問い合わせ先
—	【受付窓口】 市役所3階④番窓口 【問い合わせ先】 資産税課 管理グループ ☎ 098-862-5320

税金

35. 未納分の市県民税、固定資産税、軽自動車税の納付手続き ㊦ 郵送対応：○

亡くなられた方に課税されていた市県民税、固定資産税、軽自動車税について未納がある場合、納付を行う手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
—	随時 ※手続きが必要な場合、納税課より承継通知などをお送りします。
備 考	受付窓口・問い合わせ先
・原則、法定相続人のみ手続き可能です。 ※法定相続人については36ページをご参照ください。	【受付窓口】 市役所3階④番窓口 【問い合わせ先】 納税課 納税推進グループ ☎ 098-861-6902

36. 相続人代表者の指定届 ㊦ 郵送対応：○

亡くなられた方が市県民税課税者だった場合、賦課徴収に関する書類を受け取る代表者指定の届出が必要です。

持 物	手続きの期日
—	亡くなった後、速やかに
備 考	受付窓口・問い合わせ先
納税通知書を受け取る方を指定する届出であり、支払う人を決めるものではありません。	【受付窓口】 市役所3階⑧番窓口 【問い合わせ先】 市民税課 個人第1/個人第2/管理グループ ☎ 098-861-3328

37. 資産証明書の交付申請 ㊦ 郵送対応：○

亡くなられた方の所有する土地・家屋などの資産証明書を交付申請する場合。

持 物	手続きの期日
①亡くなられた方の死亡年月日及び法定相続人であることが確認できる書類（戸籍謄本など） ②届出人の本人確認書類	随時 受付窓口・問い合わせ先
備 考	【受付窓口】 市役所3階⑨番窓口 【問い合わせ先】 市民税課 法人・税務証明グループ ☎ 098-862-9903
・代理人が申請する場合、法定相続人からの委任状が必要です。（※37ページに委任状様式あり） ※法定相続人については36ページをご参照ください。	



## 自動車・バイク

## 38. 125cc 以下の原付バイクの名義変更または廃車手続き

亡くなられた方が125cc以下の原付バイクを所有していた場合、名義変更または廃車の手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
①標識交付証明書 ②譲渡証明書など （相続人の承諾を得ていることがわかる書類） ③相続人の戸籍謄本など （相続人であることが確認できる書類） ④自賠責保険証明書（名義変更する場合のみ） ⑤ナンバープレート（廃車する場合のみ）	30日以内
備 考	受付窓口・問い合わせ先
<b>【125ccを超えるバイクに関する問い合わせ先】</b> 沖縄総合事務局陸運事務所 ☎ 050-5540-2091	<b>【受付窓口】</b> 市役所3階④番窓口 <b>【問い合わせ先】</b> 市民税課 軽自動車税グループ ☎ 098-862-9903

## 39. 軽自動車税(種別割)減免の廃止

減免を受けていた車両について、減免廃止の申告が必要です。

持 物	手続きの期日
亡くなられたことが確認できる書類（戸籍謄本など） ※減免対象者が那覇市に住民登録がある場合は不要	亡くなった後、速やかに
備 考	受付窓口・問い合わせ先
<b>【上記以外の軽自動車に関する問い合わせ先】</b> 軽自動車検査協会沖縄事務所 ☎ 050-3816-3126 <b>【普通自動車に関する問い合わせ先】</b> 沖縄総合事務局陸運事務所 ☎ 050-5540-2091	<b>【受付窓口】</b> 市役所3階④番窓口 <b>【問い合わせ先】</b> 市民税課 軽自動車税グループ ☎ 098-862-9903

MEMO

## 市営住宅

### 40. 市営住宅の退去手続きまたは入居承継の手続き

亡くなられた方が市営住宅の名義人だった場合、市営住宅の退去手続きまたは同居人へ入居承継の手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
<p><b>【退去手続き】</b></p> <p>①代表相続人の印鑑 ②代表相続人の預金通帳 ③相続人であることがわかる戸籍謄本など ④身分証明書</p> <p><b>【入居承継の手続き】</b> ※該当条件がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。</p>	<p>亡くなった日から3ヵ月以内</p>
備 考	受付窓口・問い合わせ先
<p>同居人や連帯保証人以外が退去手続きをする場合、専用の委任状が必要です。</p>	<p><b>【受付窓口】</b> 市役所8階</p> <p><b>【問い合わせ先】</b> 市営住宅課 ☎ 098-951-3242</p>

MEMO

## 墓地・霊園

41. 那覇市霊園墓地・那覇市民共同墓の  
使用者変更の手続き

〒 郵送対応：霊園墓地のみ ○

亡くなられた方が那覇市霊園墓地または那覇市民共同墓の使用者だった場合、使用者変更の手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
<p>【那覇市霊園墓地の使用者変更】</p> <p>①使用者及び代理人の身分証明書 ②相続人全員のわかる戸籍謄本 ③再発行手数料 300 円 ④那覇市外在住であれば本籍地記載の住民票抄本</p> <p>【那覇市民共同墓の使用者変更】</p> <p>①使用許可証 ②新使用者の身分証 ③前使用者と新使用者の続柄がわかる戸籍 ④再発行手数料 300 円 ⑤新使用者が市外在住であれば新使用者の本籍地記載の住民票抄本 ⑥関係人が市外在住であればその方の本籍地記載の住民票抄本</p>	亡くなった後、速やかに
備 考	受付窓口・問い合わせ先
本人(新使用者)以外が手続きする場合に専用の委任状が必要です。	<p>【受付窓口】 市役所 7 階</p> <p>【問い合わせ先】 環境保全課 墓地行政推進グループ ☎ 098-951-3229</p>

## 42. 那覇市民共同墓への納骨に関する手続き

那覇市民共同墓への納骨を希望する場合、手続きが必要です。


持 物	手続きの期日
<p>①使用許可証 ②火葬許可証（原本） ③届出人の身分証 ※生前予約者以外で使用許可を得た方は①のみ</p>	亡くなった後、速やかに
備 考	受付窓口・問い合わせ先
—	<p>【受付窓口】 市役所 7 階</p> <p>【問い合わせ先】 環境保全課 墓地行政推進グループ ☎ 098-951-3229</p>

## 上下水道

### 43. 上下水道使用者の名義変更または閉栓及び料金精算

〒 郵送対応：○


亡くなられた方が上下水道の使用名義人（契約者）だった場合、新しい使用名義人（契約者）へ変更する手続きまたは、一人世帯だった場合は水道料金などの精算及び閉栓の手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
検針票や領収書など（水道番号が確認できるもの）	亡くなった後、速やかに
備 考	受付窓口・問い合わせ先
<p>電話またはインターネットによる手続きが可能です。</p> <p>◆上下水道局ホームページ  <a href="https://www.city.naha.okinawa.jp/water/index.html">https://www.city.naha.okinawa.jp/water/index.html</a></p> 	<p>【受付窓口】                      上下水道局1階 お客様センター</p> <p>【問い合わせ先】                      料金サービス課 お客様センター                      ☎ 098-941-7804</p>

### 44. 下水道の使用者名義変更または廃止手続き

☎ 電話対応：○

亡くなられた方が井戸水または雨水を使用している場合、新しい使用名義人へ変更または廃止の手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
—	亡くなった後、速やかに
備 考	受付窓口・問い合わせ先
<p>【名義変更】                      電話およびインターネットによる手続きが可能</p> <p>【廃止の場合】                      電話でご連絡後、現場確認(要立会い)が必要です。</p> <p>◆上下水道局ホームページ  <a href="https://www.city.naha.okinawa.jp/water/index.html">https://www.city.naha.okinawa.jp/water/index.html</a></p> 	<p>【受付窓口】                      上下水道局1階 お客様センター</p> <p>【問い合わせ先】                      料金サービス課 お客様センター                      ☎ 098-941-7804</p>

MEMO

## その他の手続き一覧

区分	亡くなられた方について	主な手続	担当課
子ども	就学援助申請者だった	世帯状況変更による再申請	学務課 就学奨励グループ ☎ 098-917-3505
地域	那覇市協働大使だった	那覇市協働大使証・那覇市協働大使バッジの返納	まちづくり協働推進課 協働推進グループ ☎ 098-861-3846
暮らし	浄化槽の管理者だった	浄化槽の使用休止・廃止・管理者の変更	環境保全課 ☎ 098-951-3229
	飼い犬の所有者だった	犬の所有者変更の届出	環境衛生課 ☎ 098-951-1530 窓口(住所): 南風原町字新川641番地 エコマール那覇プラザ棟4
医療 その他	結核指定医療機関を個人開設していた	結核指定医療機関の辞退	保健総務課 感染症グループ ☎ 098-853-7972
	結核医療費の公費負担を受けていた	患者票の返還	
営業資格 など	食品等営業許可申請者だった	営業許可の地位承継(相続)、変更 営業許可証の返還(廃業)	生活衛生課 食品衛生グループ ☎ 098-853-7963
	医療従事者だった	籍抹消・免許証の返納	生活衛生課 医務薬務環境グループ ☎ 098-853-7963
	診療所・助産所を個人開設していた	診療所・助産所の廃止 開設者の死亡届出	
	薬事関係の許可を持つ 市内営業所を開設していた	営業所の廃止・代表者などの変更	
	理容所・美容所・クリーニング 所・旅館業・公衆浴場・興行場を 営業していた	営業所の廃止・地位承継	
その他	風水害・火災等が原因で死亡した	災害見舞金、災害弔慰金の支給申請	福祉政策課 地域福祉グループ ☎ 098-862-9002
	農地を所有していた	農地の相続	商工農水課(農業委員会事務局) ☎ 098-951-3209
	パートナーシップ・ファミリー シップ登録をしていた	登録事項変更届の提出	平和交流・男女参画課 なは女性センター ☎ 098-951-3203 窓口(住所): 那覇市銘苅2-3-1 なは市民協働プラザ1F なは女性センター
ごみ	ごみについて、通常のごみ出し(1世帯で1回のごみ出しにつき6点まで)では処理しきれないとき		那覇・南風原クリーンセンター ☎ 098-882-6701
	自分で処理施設へ持ち込む	持ち込みごみの事前予約	
	那覇市が許可した収集業者に依頼する	環境政策課にて業者の紹介を行っています。お電話にてお問い合わせください。	





## 市役所以外での主な手続き一覧

チェック	手続き名	手続きの内容	手続き先
<input type="checkbox"/>	インターネット	名義変更・解約	各契約会社 など
<input type="checkbox"/>	電気・ガス料金		領収書に記載されている 会社及び営業所
<input type="checkbox"/>	固定電話 (NTT西日本)	契約継承・解約	固定電話から ☎ 116 (局番なし) 携帯電話から ☎ 0800-2000116
<input type="checkbox"/>	固定電話 (NTT西日本以外)・ 携帯電話		各契約会社 など
<input type="checkbox"/>	クレジットカード	解約	各契約会社
<input type="checkbox"/>	ケーブルテレビ	名義変更・解約	
<input type="checkbox"/>	NHK受信料		フリーダイヤル ☎ 0120-151515 有料ダイヤル ☎ 050-3786-5003
<input type="checkbox"/>	厚生年金	年金に関する手続き (遺族厚生年金の請求など)	那覇年金事務所 那覇市壺川2-3-9 ☎ 098-855-1111
<input type="checkbox"/>	共済年金	年金に関する手続き (遺族共済年金の請求など)	各共済組合
<input type="checkbox"/>	農業者年金	年金に関する手続き (死亡関係届出)	沖縄県農業協同組合各支店
<input type="checkbox"/>	恩給	【未支給金がある場合】 請求手続き	総務省人事・恩給局 (恩給相談室) ☎ 03-5273-1400
<input type="checkbox"/>	援護年金	【未支給年金がある場合】 請求手続き	厚生労働省社会・援護局援護・業務課 ☎ 03-5253-1111 障害年金の場合は、(内3429) 遺族年金・遺族給与金の場合は、(内 3443, 3444)
<input type="checkbox"/>	株式等	名義変更	各証券会社 など
<input type="checkbox"/>	生命保険等	死亡保険金の請求・入院 給付金の請求など	加入していた生命保険会社または 代理店
<input type="checkbox"/>	軽自動車を所有していた場合	名義変更・廃車	軽自動車検査協会沖縄事務所 ☎ 050-3816-3126
<input type="checkbox"/>	普通自動車及び125cc超の バイクを所有していた場合		沖縄総合事務局陸運事務所 ☎ 050-5540-2091
<input type="checkbox"/>	国債	記名変更・償還金受領	償還金支払場所または証券保険証書に 記載の郵便局
<input type="checkbox"/>	運転免許証	返納	那覇警察署 那覇市与儀1-2-9 ☎ 098-836-0110
<input type="checkbox"/>	パスポート		沖縄県旅券センター 那覇市旭町116-37 (南部合同庁舎2階) ☎ 098-866-2775
<input type="checkbox"/>	在留カード・特別永住者証明書		福岡出入国在留管理局 那覇支局 那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 ☎ 098-832-4186

## その他の相談先

### 不動産を相続される方へ

亡くなられた方が所有していた建物や土地は、相続人が責任を持って適正に管理する義務があります。また、名義変更していない場合、売買などの契約ができないため、すみやかに登記手続きを行いましょう。建物は、適切な管理を行わないと想像以上に早く傷んでしまいます。瓦や外壁の一部が飛散したり、塀や樹木が倒れ、他人が怪我をしたり、家や車に被害が及んだ場合、損害賠償を問われる可能性があります。そのため、定期的な見回りや補修、樹木の剪定などを行い、適切な管理をお願いします。

相続登記に関すること	沖縄県司法書士会	☎ 098-867-3526
不動産売買に関すること	(公社) 沖縄県宅地建物取引業協会	☎ 098-861-3402
建築に関すること	(公社) 沖縄県建築士会	☎ 098-879-7727
	(一社) 沖縄県建築士事務所協会	☎ 098-879-1311

### 遺品整理をされる方へ

遺品整理などによって家庭ごみが出た場合は、次のいずれかの方法により、処理をお願いします。

○通常のごみ出しに少しずつ出す

1世帯で1回に出せる量は6点までです。多量のごみを一度に出さないようご注意ください。

○那覇市一般廃棄物処理業許可業者に収集運搬を依頼

環境政策課(☎ 098-951-3231)にて業者の紹介を行っています。お電話にてお問い合わせください。

○ご遺族の方が分別し、クリーンセンターへ搬入

持ち込みの際は、那覇・南風原クリーンセンター(☎ 098-882-6701)に事前予約が必要です。

### ご遺族のための集い(グリーンワークおきなわ)

ご遺族の方々が自分の体験や思いを語りたい、聴きたいと思ったときに、安心して集える場があります。

名 称	語る場「うりずん」
開 催 日 時	毎月第3日曜日 14時~16時
場 所	アドベンチストメディカルセンター 健診センター 沖縄県中頭郡西原町字幸地868番地
問い合わせ先	☎ 080-4316-0847

※開催時刻に遅れてのご参加はお断りする場合があります。

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、開催を見合わせる場合があります。

### 身近なご家族を自死(自殺)で亡くされた方へ(分かち合いの会)

身近な家族(配偶者、親、子ども、兄弟姉妹)との別れ、悲しみの気持ちを安心して語り合える、聴いてもらえる。同じ痛みのある家族が集い、あなたの苦しみや悲しみ、怒りを分かち合える場所があります。

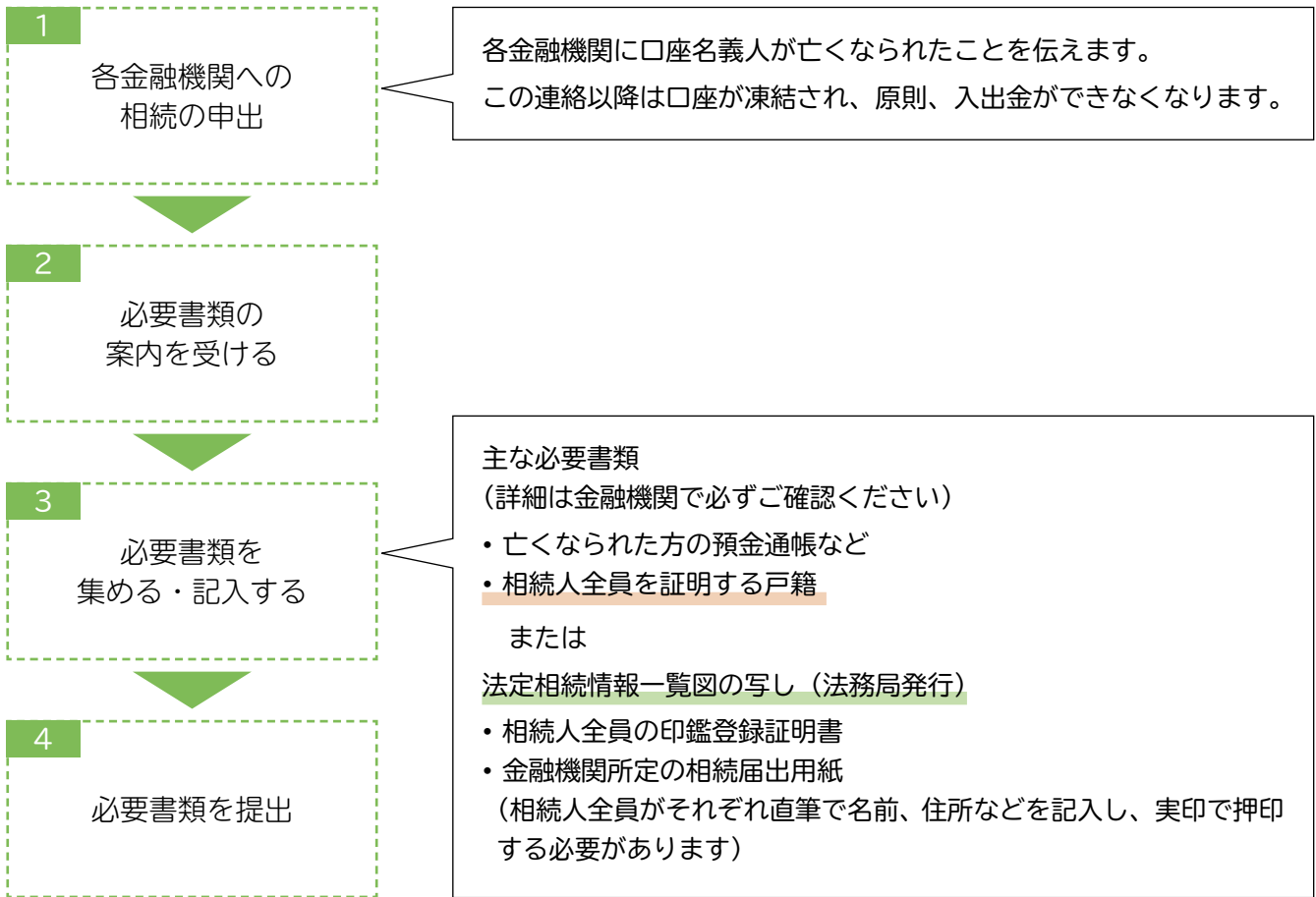
原則として、対象は成人です(18歳以上)。

開 催 日 時	毎月第3土曜日 14時~16時 (13時半受付) 参加費200円(お茶菓子代)
場 所	沖縄県立総合精神保健福祉センター1階 デイルーム 沖縄県島尻郡南風原町字宮平212-3
問い合わせ先	沖縄県立総合精神保健福祉センター相談指導班 ☎ 098-888-1443

※お電話でもお気持ちをお聴きすることができます。【こころの電話】☎ 098-888-1450

# 金融機関での相続手続き

遺産分割協議書や遺言書がない場合の一般的な手続きの流れ



## 相続人全員を証明する戸籍とは？

基本的には、亡くなった方の出生から死亡までの連続した戸籍（除籍、改製原戸籍含む）謄本を揃えることで、婚姻、子、養子縁組などの有無がわかるため、誰が法定相続人であるかを示すことができます。

ただし、戸籍の変動があるなど、ご遺族の状況によっては、揃える戸籍の範囲が広がる場合があります。

※亡くなった方の死亡の記載のある戸籍は、死亡届を受理した日より数日間の戸籍審査を経たあとに取得できるようになります。

## 法定相続情報一覧図の写しとは？

相続人が法務局に必要な書類（亡くなった方の除票、出生から死亡までの連続した戸籍、相続人の戸籍など、相続関係一覧図など）を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度を「法定相続情報証明制度」といいます。

この制度を利用して発行されるものが「法定相続情報一覧図の写し」です。

法定相続情報証明制度の手続きの詳細は、法務局へお問い合わせください。

那覇地方法務局 ☎ 098-854-7950



## 相続に関する手続き一覧

☑	項目	期 日	手続き内容	主な連絡先
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。本籍地の役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。	本籍地の市区町村窓口 (本籍地が那覇市の場合) 那覇市役所 ハイサイ市民課 ☎ 098-862-3274
<input type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。	那覇地方法務局 供託課 ☎ 098-854-7954
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。	那覇家庭裁判所 ☎ 098-855-1273
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、故人が所有していた不動産については、それぞれの市区町村役場で「名寄帳」を取得することで、所有していた不動産を確認することができます。	各金融機関 各事業者 各市区町村役場
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。	沖縄県行政書士会 ☎ 098-870-1488
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。	那覇家庭裁判所 ☎ 098-855-1273
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。	那覇税務署 ☎ 098-867-3101 北那覇税務署 ☎ 098-877-1324
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。  基礎控除額＝ 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数	※住所によって管轄の税務署が異なります。詳細については各税務署にお問い合わせください。

# 相続登記の義務化について

相続登記はお早めに！

## 令和6年4月1日から 相続登記が義務化されます！

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科せられることがあります

- 相続登記について登録免許税が免税される場合があります（※） ※免税期限：令和7年3月31日
- 相続の際、遺産分割をちゃんと済ませましょう！
- 登記の手続きは、法務局のホームページをご覧ください
- 相続・登記の専門家への相談も、ご検討ください



相続登記の義務化は令和6年4月からだけど、それ以前の相続はどうなるの？

A

相続登記の義務化は令和6年4月から始まりますが、それ以前に開始した相続でも、相続登記が済んでいなければ、義務化の対象です。必要な遺産分割を行い、早めに相続登記を行うことが、重要です。



相続登記の申請って大変じゃないの？  
どのような手続きをとればいいのか？

A

不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続きは、**不動産の所在地の法務局**に申請して行います。  
手続きは、ケースによって必要な登記や書類が異なります。  
必要な登記の種類は、法務省のホームページでも案内しています。



相続登記について、更に知りたいときはどうすればいいの？

- 那覇地方法務局では、手続き案内を行っています（予約制）

☎098（854）7952

受付時間 8：30～17：15（土・日・祝日除く）

相続登記の義務化について、詳しい説明を見ることもできます。

詳しい情報は [こちらから](#)  
那覇地方法務局ホームページ



A

- 専門家に相談したい場合は、こちら

沖縄県司法書士会  
総合相談センター  
のご案内



☎098（867）3577  
受付時間 9：00～17：00  
（土・日・祝日除く）

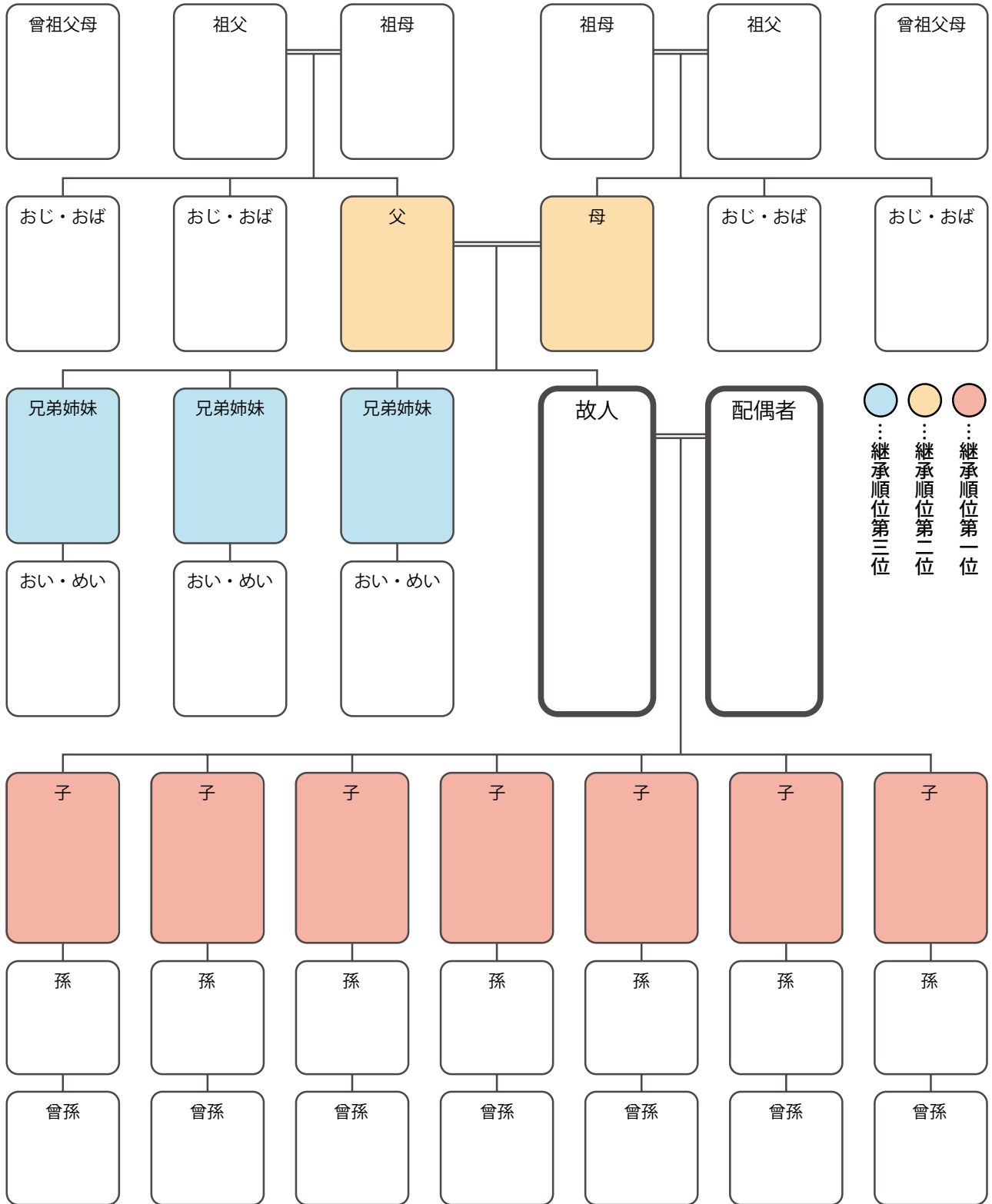
沖縄弁護士会  
ホームページ  
のご案内



☎098（865）3737  
相談受付時間  
平日 10：00～15：00  
（昼 12：00～13：00 除く）



# 家系図 (3親等内の親族)



【法定相続人とは…】

- ・民法により定められた相続人です。
- ・相続順位は下記のように定められています。

配偶者（常に法定相続人になる）

第一順位（子。故人より先に亡くなっているときは孫やひ孫）

第二順位（第一順位がない場合。父母や祖父母）

第三順位（第二順位がない場合。兄弟姉妹。故人よりも先に亡くなっているときは甥や姪）になります。





## 委任状

令和 年 月 日

（あて先）那覇市長  
 沖縄県後期高齢者医療広域連合長

委任者（申請者） 住所 \_\_\_\_\_  
 （自 署） 氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
 生年月日 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。  
 また、本委任状の複写を、下記の委任事項に定める手続の際に原本として取り扱うことに同意します。

代理人（受任者） 住所 \_\_\_\_\_  
 （窓口に来られる人） 氏名 \_\_\_\_\_  
 生年月日 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_  
 申請者との関係 \_\_\_\_\_

## ○委任事項

（故人） \_\_\_\_\_ の死亡に伴う下記の事項に関する権限

- 国民健康保険、介護保険に関する手続
- 後期高齢者医療保険に関する葬祭費の受領の権限
- 住民異動届出（世帯主の変更等）に関する権限（新世帯主名 \_\_\_\_\_）
- 未支給年金又は遺族年金の請求及び相続手続に関し必要な戸籍（除籍）、戸籍附票（除附票）及び住民票（除票）の交付申請並びに受領に関する一切の権限
- 市税に関する証明書の交付申請および受領の権限並びに  
 税に関する各種手続（軽自動車に関する手続含む）の権限
- その他（ \_\_\_\_\_ ）

# 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

# 不動産の査定、ご売却は ご相談ください

ご家族との思い出の詰まった不動産のご売却は、那覇の不動産屋さんへご相談ください。  
ご希望をしっかりと伺いし、あなたにピッタリな売却方法をご提案いたします。

## 不動産仲介

市場価格で販売できますので、最も高額でのご売却が可能です。

## 不動産買取

仲介でご売却するより価格が低くなる場合が多いですが、最短一週間でご売却できます。

## リフォーム・荷物のお片付け

個人さまの荷物のお片付けや物件の修繕、リフォームなどワンストップでご提供が可能です。

## 不動産査定 無料

必ずしも高い査定額が良いとは言えません。いつまでに、どれぐらいで売却したいかのご要望をお伺いし、多数の情報と実績を元にしっかり査定いたします。



那覇の不動産屋さん



0120-965-363

株式会社東静プランニング  
〒901-0156  
沖縄県那覇市田原3丁目 7-2 小緑リースビル307号室  
FAX：098-857-0182  
E-mail：nahafu@1031p.com  
国土交通大臣（1）第 10183 号

那覇の不動産屋さん  
売却 HP



問い合わせは  
公式 LINE から



コーポレート  
サイト



本誌ご持参の上、専任契約をいただいた方に1万円の商品券プレゼント

ご存知  
ですか？

# 死後手続きは 生前から始められます！

こんな方  
におすすめ  
です

- ☑ 自分の死後の手続きは誰がやってくれるのか不安。
- ☑ 自分が認知症になったとき誰がサポートしてくれるのか不安。
- ☑ 介護施設の入居や転居のタイミングで誰に身元保証を依頼すればいいかわからない。



## わたしの死後手続きで相談して始めましょう！

POINT  
1

専任コンサルタントの  
手厚いサポート

POINT  
2

ご紹介する専門家は  
お住まいのエリアで安心

POINT  
3

必要な手続きを  
一貫して行います

まずはお気軽にお問い合わせください

通話料  
無料

☎ 0120-487-413

受付時間

9時-17時(年中無休)



鎌倉新書  
Kamakura Shinsho

「わたしの死後手続き」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。

運営会社:株式会社 鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184) 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階 代表:03-6262-3521 主な事業内容:(1)供養サービス事業 (2)供養関連書籍出版事業 (3)相続サービス事業

# 遺品の整理はお済みでしょうか？

## 安心できる遺品整理で解決！



### POINT 1 選べる見積もり方法



ご自宅に訪問して



対面なしで安心



写真送付で最短30分

まずはLINEでお友達登録！

LINE登録後、3つのお見積もり方法で  
すぐにご依頼いただけます。



### POINT 2 一人ひとりを手厚く

ご相談から施行まで、専任コンシェルジュが  
一人ひとりに寄り添ってサポートいたします。

### POINT 3 比較もかんたん

価格やサービスを比較できる、複数業者の  
一括見積もりをご利用いただけます。

通話料  
無料

☎ 0120-964-850

受付時間 9時-17時(年中無休)

安心できる遺品整理



鎌倉新書  
Kamakura Shinsho

「安心できる遺品整理」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。

運営会社:株式会社 鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184) 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階 代表:03-6262-3521 主な事業内容:(1)供養サービス事業 (2)供養関連書籍出版事業 (3)相続サービス事業



弁護士は「相続のプロ」です

# 相続問題

にお悩みの方は私達にお任せください

遺産分割協議

遺産分割調停（裁判）

遺留分請求

相続放棄

遺言書作成・その他相続全般



相続に関するお悩みは各ご家庭でさまざまです。

お悩みに応じた最善の解決策を提案します。

まずはお気軽にご相談ください



弁護士法人 **プラザ法律事務所**

沖縄県那覇市松尾2丁目16番52号 松尾公園テミスビル2階

**☎ 098-866-0122**

営業時間：9:00～18:00 定休日：土・日・祝日

<https://plaza-law.jp/>





お世話になった方々へのお知らせに

# 沖繩タイムスの謹告をご活用下さい

## 謹告とは？

告別式を執り行わなかった方や、家族葬のみを行った方が、故人の逝去をお知らせするために後日掲載する広告です。亡くなったお日にちと生前のお礼が基本的な内容となります。

掲載料金  
6行

**36,300円**～ (税込)



<掲載例: 11行(72,600円)+顔写真(12,100円)合計84,700円>

※お申込みは6行以上からになります。※行数によって料金が変わります。※顔写真・故人略歴掲載の場合はそれぞれ追加料金となります。

## よくあるご質問



謹告はどのような場合に活用するのですか？

家族葬の際に想定より多くの会葬を頂いた為、お礼を伝えたい場合や、親戚などへのお知らせがまだ出来ない場合、遺族が把握出来ない故人の交友関係者に向けてお知らせしたい場合などにご活用頂いております。

掲載するタイミングはいつ頃ですか？

葬儀が終了していれば特別決まったタイミングはございませんが、葬儀の翌日や初七日の翌日、四十九日の翌日などに多くお申込み頂いております。



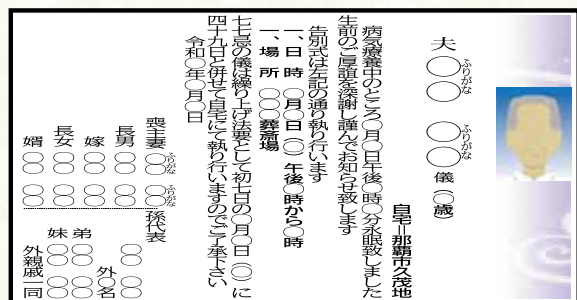
故人の逝去と告別式のお知らせを出したい場合は

## 告別式広告

掲載料金  
1~8人

**72,600円**～ (税込) ※掲載人数により、料金が変わります。

お世話になった病院・施設へのお礼文や繰り上げ法要の予定、故人の顔写真や、略歴も掲載することが可能です。(要追加料金)



<掲載例: 8名(72,600円)+顔写真(12,100円)+法要文(12,100円)合計96,800円>

■お申込み・お問合せは

株式会社 **タイムスアドネクスト**

〒900-0015 那覇市久茂地2-2-2 タイムスビル10階

本社営業2部  
(那覇南部地区)

**0120-9609-21**

ホームページ

<https://www.times-adnext.co.jp>

申込時には  
「那覇市おくやみハンドブック」  
を見たお伝え下さい。

**広告料を10%OFF**

致します。

謹告申込専用  
受付フォーム







今の時代、スタイルは千差万別  
 大切なのは気持ち  
 想いは人それぞれ  
 自由です。  
 ここにすれば、新しさに驚き  
 そしてきつと  
 ホツとするはず。  
 「供養ギャラリーメモリアル」

洋間にも合うコンパクトでお洒落な仏壇仏具の専門店です。



2店舗共通  
 フリーダイヤル



0120-107-940



株式会社琉球メモリアルパーク

供養ギャラリーMemorial

営業時間：10:00 ~ 17:30 定休日：水曜日

ホームページ



開南店

那覇市松尾 2-17-28  
 (開南バス停近く)



兼城店

南風原町兼城 123  
 (兼城十字路口)



本誌ご持参で、位牌彫刻代 (通常5,500円) が無料。



相続された不動産を弊社にて  
買い取りいたします！！

# てるまさリースバック 売っても住むぞ



急な**相続**で**不動産**のお取り扱いに**お困り**ではありませんか？  
地域につくす、**地元の不動産会社**におまかせください！！

相続された不動産の管理や税金等の支払い、または葬儀や引越しの資金調達等で  
お悩みの方、てるまさリースのリースバックは、不動産を売却した後に、あらかじめ住む  
期間を取り決めた賃貸借契約を交わし、賃貸としてそのままお住みいただけるサービ  
スです。また、不動産仲介とは異なり、弊社にて直接買い取りとなりますので、買主様と  
のやり取りや建物の修繕費は不要となりスムーズなお支払いが可能となります。



こんなお悩みございませんか？

- ✔ 急な相続で時間が足りない
- ✔ 相続の手続きについて知りたい
- ✔ 相続費用を確保したい
- ✔ 遺品を整理する期間がほしい
- ✔ 不動産の処分に困っている
- ✔ 相続した不動産を管理できない

てるまさリースの6つの特徴



弊社が直接買い取りで  
手続きがスムーズ



相続コンサルタントが在籍



速やかな資金化が可能



司法書士等の専門家をご紹介



固定資産税などが不要



沖縄全域でお取り扱いが可能

※相続後まだ遺産分割協議がまとまっていない場合は、売却には相続人全員の意思確認が必要となります。

ご利用の流れ



不動産仲介も可能です！  
売却をご希望の方は一度、  
ご相談ください。

※物件によっては取り扱いできない場合もございます。



 **てるまさリース** TEL **098-943-4355**

ご相談はコチラ

スマホで  
ご相談はコチラ

平日 9:00～17:00 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始はお休み) 担当：大城(オオシロ)、喜瀬(キセ)  
〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目12番15号Unufaビル3F  
FAX.098-943-4356 MAIL.t-lease@terumasalease.jp 宅地建物取引業沖縄県知事(1)第5292号





大切な方の遺品を供養しませんか？

# 遺品供養

随時供養品  
受け入れ中！  
(9:00~17:00)

かばん・靴・置物・写真・衣類など供養したいものをお持ちください。



かばん・靴



思い出の  
詰まった 写真・アルバム



愛用していた 衣類・着物



眼鏡など

## 導師が心より 御供養いたします。

故人様が大事にしていた遺品を処分する  
場合、いきなりゴミとして捨ててしまうの  
は抵抗があると思います。遺品は故人と  
の思い出やつながりを感じさせます。ま  
た故人の思いがそこに宿っていると感  
じると、捨ててしまうのが申し訳ない気持  
ちにもなってしまいますが、現実的には  
整理していくしかありません。そんなと  
き、供養という形で遺品を処分できれ  
ば、精神的な負担も軽くなり、心の整理  
がつくと思います。

様々な供養の品をお預かりしています。

【持込時の注意・お願い】ガラス・貴金属・陶器類・大きい物(50cm以上)は致しかねます。

### 供養料

・かばん・靴・衣類(各1点) 100円～ ・写真(1点) 10円～

※上記以外のものや数が多くお困りの方も、まずはお電話でご相談ください。

### いなんせ会館 4つの葬儀プラン

その他にも多彩なプラン・オプションをご用意しております。  
※火葬料金・お布施・返礼品は別途

直葬プラン  
(預かり安置)

129,800円税込

火葬式プラン  
(お通夜室+火葬式)

220,000円税込

家族葬プラン  
(お通夜室+家族葬式場)

385,000円税込

一般葬プラン  
(お通夜室+告別式場)

495,000円税込

いなんせ会館での告別式です。

**無料** 事前相談 「対面でのご相談」「お電話でご相談」「メールでご相談」

火葬場隣りの



葬祭ホール

いなんせ会館

通夜室 ファミリーホール いなんせ

沖縄県浦添市伊奈武瀬1丁目7番1号(火葬場隣り)

0120-103-006

事前相談について詳しくはHPをご確認ください



# 沖縄県で相続トラブルにお困りの方へ。 私達にお任せください。



**地域密着、ワンストップ  
でサポートいたします。**

※相続に精通している他の士業の  
先生と連携しております。

遺言書作成・遺産分割協議書作成

相続トラブルの交渉・調停手続き

使い込み、使途不明金、生前贈与

遺言無効確認などの裁判手続き

遺産分割調停・寄与分の調停

相談料 30分  
5500円

遺言無効確認を  
無料診断

出張 or 電話  
相談あり

お気軽にお電話でご相談ください

弁護士法人ニライ総合法律事務所

☎ 0120-489-261

<那覇本店>那覇市西 1-2-18 西レジデンス2-B

<沖縄市支店>沖縄市美里 6-25-16 カーサスペリオールIII202

E-mail: info@nirai-law.jp



代表弁護士 古賀尚子

本誌ご持参で30分相談無料



# 司法書士法人 想の樹

～ 想いをカタチに 未来へつなぐ～

私たちは、一人ひとりの想いを大切に、皆さまに寄り添いながらその先の未来につながるよう、一緒になって考えます。

想の樹ができること

不動産の名義変更をしたい方

法務局に対する登記申請手続きを行います

相続書類の取得を任せたい方

遠方や複雑な戸籍関係書類一式、代行取得します

預貯金の名義変更がある方

手続きが早くなるよう法定相続情報を取得します

遺産分割でお悩みの方

それぞれにあった遺産分割協議書を作成します

相続税の心配がある方

専門家を紹介、寄り添いながら連携サポートします

望まない財産がある方

相続放棄など家庭裁判所への申立てを行います

## こんな相続のお悩みありませんか？

- たくさんある相続手続き、何から手をつけていいかわからない…
- 全部自分たちでやらなきゃならないの？
- 費用や時間はどのくらいかかるのかしら？
- 分かりやすく教えてくれる専門家はいるの？



誰も初めてのことは、不安でわからない。相続に関する手続き全般、**司法書士法人想の樹**にお任せください。



代表 新城

その他にもご要望に応じて、できることがたくさんあります。

ご家族の皆さまが、安心して手続きをすすめられるよう、女性司法書士3名と専門のスタッフが、きめ細かいサポートをしています。

初回来所相談

**60分無料**

※オンライン相談や訪問相談は別途対応可能です。



## 司法書士法人 想の樹

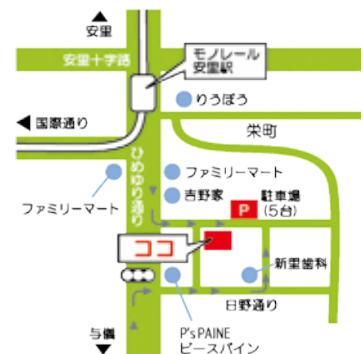
司法書士/新城優子、上原昌子、中村友香(沖縄県司法書士会)

☎ **098-987-1187**

受付時間/9:30~16:30 要予約  
定休日/土曜、日曜、祝日  
所在地/那覇市壺屋二丁目15番1号



HPはこちら



1F



2F



3F



発行 那覇市  
編集/制作 株式会社鎌倉新書  
発行年 2023年1月